経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ：　中小企業者の範囲縮小による優遇税制適用への影響

2019 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、資本金 1 億円以下の中小企業者でも「みなし大企業」や「適用除外事業者」などに該当した場合、優遇税制の適用が縮小されます。

中小企業者に対する主な優遇税制の適用

主な優遇税制	みなし大企業	適用除外事業者	資本金 5 億円以上の法人の 100%子(孫)法人
・中小企業技術基盤強化税制 ・中小企業投資促進税制 ・商業等活性化税制 ・中小企業経営強化税制 ・中小企業者向け所得拡大税制 ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	×	×	×
・中小企業者等の軽減税率（15%）の特例	○	×	×
・中小企業者等の一括評価貸倒引当金の特例（法定繰入率）	○	×	×
・交際費の定額控除（800 万円）	○	○	×
・中小企業者の欠損金の繰戻し還付	○	○	×

各法人の意義

（1）「みなし大企業」：資本金 1 億円以下の中小企業者のうち下記のいずれかの法人

・発行済み株式（自己株式を除く、以下同じ）の 1/2 以上を単一の「大規模法人」に所有されている法人

・発行済み株式の 2/3 以上を複数の「大規模法人」に所有されている法人

（2）「大規模法人」：下記のいずれかの法人

・資本金 1 億円超の法人

・資本金を有しない場合は常時使用従業員数が 1,000 人超の法人

・資本金 5 億円以上の法人の 100%子法人（2019 年改正）

・100%グループ内の複数の資本金 5 億円以上の法人に発行済み株式の全部を保有されている子法人（2019 年改正）

（3）「適用除外事業者」：資本金 1 億円以下の中小企業者のうち過去 3 年の年平均所得が 15 億円を超える法人（2017 年改正）

※ 持分会社は「資本金」を「出資金」、「発行済み株式」を「出資」と読み替える

お見逃しなく！

・改正により、資本金 5 億円以上の親法人の 100%子法人は資本金の多寡に関係なく「大規模法人」に該当することになり、その親法人の孫法人は「みなし大企業」となります。

・単年度の所得が 15 億円を超えたとしても、平均所得が 15 億円以下である限り、「適用除外事業者」には該当しません。

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.